

地区会規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本プロテニス協会は、協会の活性化を図るために、組織運営事業部に地区会を設置する。

(活動計画と予算)

第2条 地区会の活動は、組織運営事業部の事業計画、予算に予め組み込まれたものとする。

(活動方針)

第3条 地区会は、協会の目的・事業を十分に理解し達成する為に、各専門委員会と協議・協力を行いながら活動するものとする。

(地区長と幹事)

第4条 地区会は、地域ごとに各地区会を定め理事会の承認を得て、それぞれ地区長を1名任命する。又、必要に応じて地区幹事を任命することができる。

(任期)

第5条 地区会の地区長・幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成13年9月13日より施行する。

一部改定 平成15年11月18日

平成17年4月1日

平成22年5月12日

平成23年4月1日